

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎
- 心不全憎悪

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。

3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

	主な治療内容
肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

【2024年度所定疾患療養費算定状況】

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	2	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	8
	治療日数	0	13	7	7	0	0	0	0	14	10	2	0	53
尿路感染症	人数	1	1	1	3	3	2	0	1	3	4	2	0	21
	治療日数	5	3	4	11	17	13	0	5	21	19	9	0	107
带状疱疹	人数	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	4
	治療日数	0	0	0	0	7	0	0	16	0	0	0	0	23
蜂窩織炎	人数	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	6
	治療日数	0	7	10	0	10	0	10	7	0	0	10	0	54
心不全憎悪	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	治療日数	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	人数	1	5	3	4	5	2	1	5	5	5	4	0	40
	治療日数	5	27	21	18	34	13	10	28	35	29	21	0	241